

講師謝礼について

部会行事で講演会等を催し、学友会配分費より講演者に講演料（謝礼）を支払う場合は、通常の予算申請書に加えて、**講師謝礼用の申請書**の提出が必要になります。その際、講師謝礼に伴う源泉徴収額（支払総額が100万円未満の場合、その10.21%）も併せて現金で学友会に持参してください。

源泉徴収に関する手続は、年度単位ではなく**1月～12月という区切りで行います**ので、**講師謝礼が発生する部会は、必ず事前に学友会事務室までご相談ください。**

●講師謝礼にかかる手続きの流れ

- ①「予算申請書（講師謝礼用）」の様式を学友会事務室にて受け取る。
- ②講演会実施後、講師に謝礼（手取額）および別紙「マイナンバー制度実施への対応について（お願い）」をお渡しし、
 - ・本人確認票
 - ・領収証 を受け取る。講師には学友会事務室より源泉徴収に関する書類を1月に送付します。
- ③**講演料を支払った月の月末までに**^{※1}、
 - ・予算申請書（講師謝礼用）
 - ・現金（税金分）
 - ・本人確認票 を学友会事務室へ提出する。

※1 延滞税が発生する可能性がありますので、期日厳守でご対応ください。
- ④講師から受領した**領収証**および学友会事務室から受領した**納税通知書**^{※2}をA帳簿領収証綴りに貼付する。

※2 税務署に税金を納めた後、会計担当者に連絡しますので、印鑑と学生証を持参の上、学友会事務室へご来室ください。

●源泉徴収について

所得税法上、講師謝礼を支払った場合にはそれに見合う税金を納める必要があります。講師謝礼については、**支給総額が100万円未満の場合、その10.21%を源泉徴収として学友会事務室が所轄税務署に納めます。**

【支払総額（税込金額）の算出方法】

$$\text{手取額} \div 0.8979 (100\% - 10.21\%) = \text{支払総額 (1円未満切り捨て)}$$

例) 講師の手取額を20,000円とする場合、税額は2,274円となります。

$$20,000 \text{円} \div 0.8979 (100\% - 10.21\%) = 22,274.195\cdots \Rightarrow 22,274 \text{円} \quad \text{※1円未満切り捨て}$$

講演料 (手取額)	税額	支払総額 (学友会費からの支出額)
20,000円	2,274円	22,274円
30,000円	3,411円	33,411円
50,000円	5,685円	55,685円

※非居住者の場合は、取り扱いが異なりますので、事前にご相談ください。

(「居住者」とは、日本国内に「住所」を有し、または、現在まで引き続いて1年以上「居所」を有する個人ことです。この「居住者」以外の個人が「非居住者」となります。)

【講師からいただく領収証(例)】

2△△△年7月8日
領 収 証
中央大学 天文学研究会 様
¥20,000- (総額¥22,274, 税額¥2,274)
但し、講演会講演料として
〒192-0393 東京都八王子市東中野 742-1
渡 部 太 郎 (印)

【講師謝礼 A帳簿 記入例】

月	日	科 目	摘 要	収入金額	支払金額	差引残高	領収証番号
7	1	繰越金	前月繰越金	22,274		22,274	
7	8	講演会費	講師謝礼(渡部氏)		20,000	2,274	1(※1)
7	8	講演会費	上記税額		2,274	0	2(※2)
			7月分合計	22,274	22,274	0	
			次月繰越金		0		
				22,274	22,274		

※1 講師からの領収証を貼付します

※2 納税通知書(学友会事務室発行)を貼付します